

流山市会議員 藤井としゆき通信版

平成 21 年 6 月 1 日 発行

発行責任者 流山市議会 民主党 代表 藤井俊行

流山市平和台 1-1-1 TEL. 7150-6099 (議会事務局直通)

流山市西初石 1-776-36 TEL. 7152-3000 (自宅事務所)

HP : <http://www.chiba-fujii.com>

メール : go@chiba-fujii.com



流山市議会基本条例 制定特集号

平成 21 年 3 月 24 日、流山市議会にて全会一致で可決。4 月 1 日より施行となりました。

？ 市民へのメリットは

議会基本条例を作成するという事は、議会運営を明文化することにより、透明性・公平性を更に高め、議会報告会・公聴会の実施を約束し、市民福祉(市民サービス)の向上に、より一層反映していくものです。議員個人の活動から議会全体の活動へと変化していきます。現在、全国の 1,800 弱の自治体の中で、議会基本条例が策定されているのは、本年 3 月末時点で 54 自治体となり、今後の策定もしくは策定を検討している自治体は 150 自治体を超えていると思われ、全国にこういった動きが波及しています。流山市が議会改革の部門では先進市となってきました。私たち流山市議会は、この議会基本条例を策定するのが目的ではなく、議会基本条例に魂を入れ、更なる議会改革に取り組んでいくことが、市民にとって良い結果になるものと確信しています。住んで良かったと言える街を目指すために、市民の皆さまも関心を持ってください。今後は、市民の皆さまからの公募によるキャッチフレーズで採用された『今、変わる流山市議会』を合言葉に全議員が丸となって議会改革を進めていくこととなります。ご期待ください！

※藤井俊行は本条例の策定にあたり、議会運営委員会副委員長・議会基本条例策定特別委員会副委員長として正副委員長及び事務局事前打ち合わせや委員会の会議・議会シンポジウム・議会主催意見交換会等のほとんどに参加し、学びながら市民のための議会について議論し条例案づくりにかかりました。この経験をこれからも生かしたいと思っております。



議会主催のシンポジウムにて司会を務める

藤井としゆきブログ



日常の雑感を綴っています。

<http://yaplog.jp/toshi321/>

1

制定に至った背景

平成12年4月のいわゆる「地方分権一括法」の施行により、自治体は自らの責任において、組織や運営に関するさまざまな決定を行うことになり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化いたしました。流山市議会では、このような分権時代にふさわしい議会のあり方について検討するため、平成13年には「地方分権検討協議会」を設置し、その後「地方分権特別委員会」へと発展させ、対面演壇方式の導入やインターネット中継の導入、さらには議員定数の削減（32名→28名）、政治倫理条例の制定等の具体的な改革に着手してまいりました。平成19年の改選後も更なる改革項目について議論を重ねた結果、これまでの議会改革の成果を踏まえ、議会や議員の担うべき役割等を明確に示すとともに、今後の継続的な議会改革の推進並びに活性化を図るため、議会自ら、その基本となる理念や方針を定める「議会基本条例」の制定が議会改革の最優先項目として意思決定されたため。

2

条例の構成

開かれた議会、討論する議会、自ら行動する議会の実現に向けた議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させる原則などについて定めており、市議会 HP に条文や詳細を示したとおり、前文及び1章から10章で構成され、そこに27か条を配しております。

3

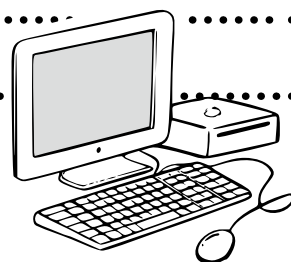
条例制定までの経緯

～特別委員会設置から素案策定までの経緯について～

●特別委員会開催回数 21回（正副委員長互選含まず）

●特別委員会正規の協議時間 65時間

（正副委員長事前協議・骨子案策定時間・成文（素案）策定時間・集中講座等に要した時間は含まず）



議会基本条例でこう変わる

